

岩手県告示第261号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち文化スポーツ部に係るもの（平成29年岩手県告示第247号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
スポーツ振興課	高齢者スポーツ活動振興事業費補助、スポーツ振興活動支援費補助、東北体育大会派遣費補助、国民体育大会出場選手ユニホーム購入費補助、オリンピック選手等育成・強化事業費補助、 <u>希望郷いわて競技力向上事業費補助</u> 及び <u>希望郷いわて指導者育成事業費補助</u>	スポーツ振興課	高齢者スポーツ活動振興事業費補助、スポーツ振興活動支援費補助、東北体育大会派遣費補助、国民体育大会出場選手ユニホーム購入費補助、オリンピック選手等育成・強化事業費補助、 <u>東京オリンピック等メダリスト育成事業費補助</u> 、 <u>パラリンピック選手等育成・強化事業費補助</u> 、 <u>いわて競技力向上事業費補助</u> 及び <u>いわて指導者育成事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			